

参考様式第 26 号

許可申請等に係る盛土規制法（※）チェックリスト

※宅地造成及び特定盛土等規制法、以下「盛土規制法」とする。

申請地：	申請者：	用途：
------	------	-----

当該許可申請又は証明書交付申請に係る土地の造成について、該当又は非該当に○を付けてください。（つくば市ホームページ「開発許可申請等に係る宅地造成及び特定盛土等規制法の取扱い」を御参照ください。）

	参考図	要件	該当又は非該当
①		盛土を行い高さが【1m】を超える崖*1を生ずるもの	該当 ・ 非該当
②		切土を行い高さが【2m】を超える崖を生ずるもの	該当 ・ 非該当
③		盛土と切土を同時に行い高さが【2m】を超える崖を生ずるもの (①, ②を除く)	該当 ・ 非該当
④		盛土を行い高さが【2m】を超えるもので崖を生じないもの (①, ③を除く)	該当 ・ 非該当
⑤		盛土又は切土を行う土地の面積が【500㎡】を超えるもの*2 (①～④を除く)	該当 ・ 非該当

\*1：崖とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

\*2：形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える場合に該当

◆上記、いずれかの該当に○が付く場合において、

【都市計画法第29条第1項に基づく開発許可】

については、盛土規制法第15条第2項に規定するみなし許可の対象となります。

『盛土規制法みなし許可申請書類一覧表』に記載されている書類一式を申請書に添付ください。規模や施工工程により、さらに中間検査や定期報告の対象となる場合があります。

【その他の許可（都市計画法第43条第1項に基づく建築許可を含む）又は省令第60条に基づく証明】

については、盛土規制法第12条第1項に規定する許可の対象となります。

詳しくは、茨城県県南県民センター建築指導課（土浦市真鍋地内）まで御確認ください。